

マイナ保険証をご利用ください！



令和6年12月2日から、現行の組合員証及び組合員被扶養者証は新規に発行されなくなります。

※令和6年12月2日時点でお手元にある組合員証等は、退職・支部異動・扶養認定取消、紛失等をされない限り、最長1年間使用することができます。

※11月中に発行の手続き（被扶養者等申告書の提出等）をされた場合でも、他の必要書類が整わない等の理由で組合員証等を発行できない場合もございますのでご注意ください。



マイナ保険証をお持ちでない場合

令和6年12月2日以降は「**資格確認書**」を交付いたします。これにより、今までの組合員証等と同様に医療機関等の受診が可能です。資格確認書は、組合員からの申請または支部で必要と判断した場合に交付いたします。

(注)マイナ保険証をお持ちの方は、単に資格確認書も持っておきたいといった理由では交付できません。

【令和6年12月2日～】

異動、新規扶養認定や紛失時

マイナ保険証を
持っている方

マイナ保険証を
利用

マイナ保険証を
持っていない方

資格確認書の交付

令和6年12月2日から
「**資格情報のお知らせ**」を交付いたします。

令和6年12月2日より、ご自身の資格情報等を簡易に把握できるようにするため、「**資格情報のお知らせ**」を交付します。また、医療機関において、マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合に、マイナンバーカードとともに「**資格情報のお知らせ**」を提示することで医療機関等の受診が可能です。

※令和6年10月末以降に配布の「個人番号下4桁を含む資格情報のお知らせ」は、組合員証等新規発行終了前に、情報の正確性を担保し、すべての方に安心してマイナ保険証をご利用いただくために、令和6年9月28日時点で防衛省共済組合が登録している組合員証等の資格情報及び個人番号下4桁を通知したものです。

【交付対象者】

- ・ 新規採用者（指定職以外の自衛官を除く）
- ・ 新規扶養認定者 等

マイナ保険証関連の情報は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

